

【収入基準・収入区分早見表】

※下の(1)、(2)に該当するかたは、下の早見表により収入基準・収入区分の判定をすることができます。

- (1) 申込家族の中で収入のある方が1人で、かつ前年1月1日以前から引続き現在の勤務先へ勤務(事業を営業)している場合。
 (2) 特別控除(※寡婦(寡夫)控除、障がい者控除、特別障がい者控除、特定扶養親族控除、老人扶養親族控除)に該当する方がいない場合。

「年間総所得金額」でみる早見表

前年分の確定申告書または所得証明書の「合計所得金額」、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄に該当

対象	収入区分	所得月額	扶養親族0人 (単身者)	扶養親族1人 (2人家族)	扶養親族2人 (3人家族)	扶養親族3人 (4人家族)	扶養親族4人 (5人家族)
一般世帯及び裁量世帯	1	104,000円以下	1,248,011円以下	1,628,011円以下	2,008,011円以下	2,388,011円以下	2,768,011円以下
	2	104,001円以上 123,000円以下	1,248,012円以上 1,476,011円以下	1,628,012円以上 1,856,011円以下	2,008,012円以上 2,236,011円以下	2,388,012円以上 2,616,011円以下	2,768,012円以上 2,996,011円以下
	3	123,001円以上 139,000円以下	1,476,012円以上 1,668,011円以下	1,856,012円以上 2,048,011円以下	2,236,012円以上 2,428,011円以下	2,616,012円以上 2,808,011円以下	2,996,012円以上 3,188,011円以下
	4	139,001円以上 158,000円以下	1,668,012円以上 1,896,011円以下	2,048,012円以上 2,276,011円以下	2,428,012円以上 2,656,011円以下	2,808,012円以上 3,036,011円以下	3,188,012円以上 3,416,011円以下
裁量世帯	5	158,001円以上 186,000円以下	1,896,012円以上 2,232,011円以下	2,276,012円以上 2,612,011円以下	2,656,012円以上 2,992,011円以下	3,036,012円以上 3,372,011円以下	3,416,012円以上 3,752,011円以下
	6	186,001円以上 214,000円以下	2,232,012円以上 2,568,011円以下	2,612,012円以上 2,948,011円以下	2,992,012円以上 3,328,011円以下	3,372,012円以上 3,708,011円以下	3,752,012円以上 4,088,011円以下

「年間総収入金額」でみる早見表

前年分の源泉徴収票の「支払金額」の欄に該当

対象	収入区分	所得月額	扶養親族0人 (単身者)	扶養親族1人 (2人家族)	扶養親族2人 (3人家族)	扶養親族3人 (4人家族)	扶養親族4人 (5人家族)
一般世帯及び裁量世帯	1	104,000円以下	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下
	2	104,001円以上 123,000円以下	2,044,000円以上 2,367,999円以下	2,584,000円以上 2,911,999円以下	3,128,000円以上 3,451,999円以下	3,664,000円以上 3,947,999円以下	4,136,000円以上 4,423,999円以下
	3	123,001円以上 139,000円以下	2,368,000円以上 2,643,999円以下	2,912,000円以上 3,183,999円以下	3,452,000円以上 3,711,999円以下	3,948,000円以上 4,187,999円以下	4,424,000円以上 4,663,999円以下
	4	139,001円以上 158,000円以下	2,644,000円以上 2,967,999円以下	3,184,000円以上 3,511,999円以下	3,712,000円以上 3,995,999円以下	4,188,000円以上 4,472,999円以下	4,664,000円以上 4,947,999円以下
裁量世帯	5	158,001円以上 186,000円以下	2,968,000円以上 3,447,999円以下	3,512,000円以上 3,943,999円以下	3,996,000円以上 4,415,999円以下	4,472,000円以上 4,891,999円以下	4,948,000円以上 5,367,999円以下
	6	186,001円以上 214,000円以下	3,448,000円以上 3,887,999円以下	3,944,000円以上 4,363,999円以下	4,416,000円以上 4,835,999円以下	4,892,000円以上 5,311,999円以下	5,368,000円以上 5,787,999円以下

裁量世帯

- ・高齢者世帯＝申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上(18歳未満)である世帯。
- ・障がい者世帯＝同居親族の中に、中度(B・3度)以上の知的障がい、または中度(2級)以上の精神障がいまたは、4級以上の身体障がいのあるかた、または恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害戦傷病者のいる世帯。
- ・小学校就学前の子どものいる世帯＝同居親族の中に小学校就学前の子どものいる世帯。
- ・原爆被爆者世帯＝同居親族の中に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生大臣の認可を受けたかた、または被爆者援法施行規則第51条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっているかたのいる世帯
- 引揚者世帯＝海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないかた。
- ・ハンセン病療養所入所者世帯＝同居親族の中に、平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所、または、私立ハンセン病療養所に入居していたかたのいる世帯。

※裁量世帯に該当しなくなった場合は、その時点で一般世帯の収入基準となります。